



彼岸花

明日へのたより

発行所
税理士法人 ウィズアス
税理士
的場 勝

〒543-0074
大阪市天王寺区六万休町
4-17-203号
ファミール四天王寺夕陽ヶ丘
TEL 06(6771)7106

◆ 9月の税務と労務

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 9月30日

9月

(長月) SEPTEMBER

15日・敬老の日 23日・秋分の日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | |



地方法人税 法人税を納める義務のある法人が、法人税額に4.4%の税率を乗じた額を納める国税。消費税率引上げにより、地方団体間の税収格差が拡大することから、財政力格差の縮小を目的に創設された税で、地方法人税収全額を地方交付税として、地方団体に配分します。本年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

消費税 簡易課税制度 みなし仕入れ率見直しのポイント

はじめに

平成二十六年 度 税 制 改 正
では、消費税の簡易課税制
度のみなし仕入れ率が見直さ
れました。
今回は、この見直しのポ
イントについて見ていきま
す。

1 簡易課税制度の変遷

簡易課税制度は、平成元年の
消費税導入時より、中小企業者
の事務負担に配慮して、事務の
簡素化を図るために、事業者の
選択により適用できる制度とし
て採用されてきました。
具体的には、課税売上に対応
する課税仕入れについて、みな
し仕入れ率を用いて計算すること
を認める制度です。
このみなし仕入れ率については、
事業の種類ごとに異なるみなし
仕入れ率が適用されています。



$$\text{仕入控除税額} = \text{売上に係る消費税額} \times \text{みなし仕入れ率}$$

消費税が導入された当初の簡
易課税制度では、みなし仕入れ
率は第一種(卸売業)と第二種(そ
他の事業)の二種類のみの大
雑把なものでした。また、基準
期間の課税売上高が五億円以下
の事業者が適用可能な制度とさ
れ、新しい制度である消費税の
定着に大きな貢献を果たしたと
考えられています。
その後、簡易課税制度は、事
業者にとって益税となるとの批

判を浴びたことから、図表1の
ような幾度の改正を経て、現在
は、基準期間の課税売上高が五
千万円以下の事業者のみが適用
可能な制度となり、みなし仕入
率についても第一種の九〇%か
ら今回、第六種の四〇%までと
六種類に細分化されてきていま
す。

なお、現状の簡易課税制度に
ついては、事業区分の判定が難
しくなっていますが、消費税
一〇%時に軽減税率が導入され
た場合、複数税率となることか
ら、簡易な利用ではなくなると
の声もあります。

2 改正の背景

会計検査院の報告書によれば、
全ての事業区分で、みなし仕入
率が実際の課税仕入れ率を上回っ
ており、中でも実際の課税仕入
率とみなし仕入れ率の開差が大き
いものとして、金融業及び保険
業と不動産業が指摘を受けまし
た。

3 改正の内容

平成二十六年 度 税 制 改 正 では、
従来の五種類の事業区分から、

六種類の事業区分に変更の上、
平成二十七年四月一日以後に開
始する課税期間から適用されま
す。

具体的には、図表2のように
金融業及び保険業が「第四種事
業」から「第五種事業」へ変更
となり、不動産業が「第五種事
業」から新設された「第六種事
業」となりました。

4 みなし仕入れ率改正の 経過措置

みなし仕入れ率の見直しは、平
成二十七年四月一日以後に開始
する課税期間から適用されます
が、経過措置が設けられてお
り、平成二十六年九月三十日ま
でに「消費税簡易課税制度選択
届出書」を提出した事業者は、
平成二十七年四月一日以後に開
始する課税期間であっても、そ
の届出書に記載した適用開始課
税期間の初日から二年を経過す
る日までの間に開始する課税期
間については、改正前のみなし
仕入れ率が適用されることになっ
ています。

具体例を示すと図表3のよう
になります。

図表1 みなし仕入率の変遷

| | 平成元年4月～ | 平成3年10月～ | 平成9年4月～ | 平成16年4月～ | 平成27年4月～ |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業区分 | 第一種 (90%) | 第一種 (90%) | 第一種 (90%) | 第一種 (90%) | 第一種 (90%) |
| | 第二種 (80%) | 第二種 (80%) | 第二種 (80%) | 第二種 (80%) | 第二種 (80%) |
| | | 第三種 (70%) | 第三種 (70%) | 第三種 (70%) | 第三種 (70%) |
| | | 第四種 (60%) | 第四種 (60%) | 第四種 (60%) | 第四種 (60%) |
| | | | 第五種 (50%) | 第五種 (50%) | 第五種 (50%) |
| | | | | | 第六種 (40%) |
| 課税売上高 | 5億円以下 | 4億円以下 | 2億円以下 | 5,000万円以下 | 同左 |

図表2 業種区分の変更

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 第一種事業 (90%) 卸売業 | 第一種事業 (90%) 卸売業 |
| 第二種事業 (80%) 小売業 | 第二種事業 (80%) 小売業 |
| 第三種事業 (70%) 農林水産業 鉱業 建設業 製造業 等 | 第三種事業 (70%) 農林水産業 鉱業 建設業 製造業 等 |
| 第四種事業 (60%) 料理飲食業等 金融業及び保険業 | 第四種事業 (60%) 料理飲食業等 |
| 第五種事業 (50%) 運輸・通信業 サービス業 不動産業 | 第五種事業 (50%) 運輸・通信業 サービス業 金融業及び保険業 |
| | 第六種事業 (40%) 不動産業 |

図表3 不動産業 (第六業種) に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係 (例)

【3月31日決算法人の適用例】

(▲ = 消費税簡易課税制度選択届出書の提出)



| 「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日 | 課税期間 | | | | |
|------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 自25.4.1 至26.3.31 | 自26.4.1 至27.3.31 | 自27.4.1 至28.3.31 | 自28.4.1 至29.3.31 | 自29.4.1 至30.3.31 |
| ① 25.3.31 以前 | 第五種で計算 | 第五種で計算 | 第六種で計算 | 第六種で計算 | 第六種で計算 |
| ② 26.3.27 | (一般課税) | 第五種で計算 | 第五種で計算 | 第六種で計算 | 第六種で計算 |
| ③ 26.9.26 | (一般課税) | (一般課税) | 第五種で計算 | 第五種で計算 | 第六種で計算 |
| ④ 26.10.6 | (一般課税) | (一般課税) | 第六種で計算 | 第六種で計算 | 第六種で計算 |

消費税 任意の中間申告制度の創設

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない国税分の年税額）が48万円以下の事業者については、今まで中間申告・納付の義務はありませんでした。

しかし、中間申告義務のない事業者が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中旬申告対象期間（課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間）から、自主的に中間申告・納付をすることができるようになりました。

このときの中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となり、併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場

合でも、仮決算による中間申告・納付をすることができます。

この制度を適用した場合、6月中旬申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出し、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付します（期限までに納付しない場合には、延滞税が課される場合があります）。

中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中旬申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされ、中間納付をすることができなくなります。

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から、適用されます。

単身赴任者が会議等に併せて 帰宅する場合の旅費

単身赴任者が職務遂行上の理由から旅行する場合に支給される旅費は、これに付随して留守宅への帰宅のための旅行をしたときでも、目的や行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が所得税基本通達9-3に定める非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として差し支えありません。なお、以下に留意する必要があります。

- (1) 単身赴任者が会議等のため職務遂行上の必要に基づく旅行を行い、これに付随して帰宅する場合に支払われる旅費に限られること。
- (2) 月1回などの定量的な基準で非課税の取扱いをするということにはなじまないものであること。
- (3) 帰宅のための旅行は、職務出張に付随するものであることから、その期間や帰宅する地域等には制約があること。

連帯保証人がいるときの貸倒れの判断

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかにした場合に、その明らかにした事業年度に貸倒れとして損金経理をすることができます。

この場合、対象の金銭債権に担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできません。

金銭債権について連帯保証人がいる場合には、その連帯保証人は、その債務の返済に関して債務者と同等の立場にあると考えられることから、その連帯保証人等の資産状況、支払能力等を勘案して、その貸付金が回収不能かどうかの判断をすることになります。